

告 示

埼玉県告示第六百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画道路三・四・一号保谷・朝霞線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

新座市野寺四丁目、野寺三丁目、野寺二丁目、道場二丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

新座市野寺四丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市まちづくり

計画課

四 縦覧期間

令和元年十一月五日から令和元年十一月十九日まで